

あきたの工芸品の魅力発信！プラットフォーム構築事業事業 企画提案競技審査要領

1 目的

この審査要領は、「あきたの工芸品の魅力発信！プラットフォーム構築事業」業務の委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

2 企画提案競技審査委員会の設置等

- (1) 秋田県産業労働部商工業振興課内に「あきたの工芸品の魅力発信！プラットフォーム構築事業」業務委託企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査委員会は、提出された企画提案書、見積書その他の書類により審査を行う。
- (3) 審査委員会は、次の者をもって構成する。
 - ・ 商工業振興課長
 - ・ 商工業振興課長が指名する者 2 名
- (4) 審査委員会の委員長は、商工業振興課長が務める。
- (5) 委員の任期は、契約相手方の決定の日までとする。

3 審査委員会の開催

- (1) 審査委員長は、審査委員会を招集し、会議を主催する。
- (2) 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 審査委員会は非公開とする。
- (4) 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が代理として審査委員会に出席することができる。

4 審査方法等

- (1) 委員又は委員の代理は、(別紙 1) 企画提案競技審査票に基づき審査を実施し、評点を付す。
- (2) 審査は総合的に評価し、委員の協議により選出された第 1 位順位者を契約候補者とする。ただし、各委員の総合評価点数の平均が 60 点未満である場合には、選定しない。

5 その他

この審査要領の定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査委員会に諮り、これを定める。

企画提案競技 審査票

審査項目	審査の観点	配 点
1 事業目的の理解度	○本業務の目的（「手しごと秋田」の課題解決、国内外に向けた県内伝統工芸品の魅力発信基盤の構築）を十分に理解し、全体コンセプトや基本方針が的確に示されているか。	10
2 サイト機能の改修・追加	○トップ画面での動画活用や容量拡大が効果的に提案されているか。 ○ネイティブ翻訳や廉価な最新変換機能を活用した実効性の高い多言語対応（英語、中華圏、フランス語等）が計画されているか。 ○YouTube/SNS連携によるお知らせ機能強化や、市町村HPへのリンク機能の実装案が具体的かつ適切か。	15
3 コンテンツ更新・魅力発信手法	○掲載情報や写真の最新化、素材撮影の計画が具体的か。 ○秋田の伝統工芸品の魅力（技法、背景、造形美等）が一般ユーザーや販売関係者に視覚的・直感的に伝わる情報構成となっており、見せ方の工夫がなされているか。	10
4 ユーザビリティ及びアクセシビリティ	○簡潔で分かりやすい画面レイアウトや視認性の高いフォント等、利用者にストレスを与えない配慮がなされているか。 ○「JIS X 8341-3:2016 レベルAA」の達成基準に準拠するための具体的な手法や、ガイドライン納品方針が示されているか。 ○マルチデバイス（PC、スマートフォン、タブレット等）や各ブラウザに対応したレスポンス設計が適切か。	10
5 サーバ移行・セキュリティ対策	○県庁内統合基盤へのサーバ移行およびドメイン移管について、現保守事業者（株式会社アキタネット）と綿密に連携した、安全で確実な移行計画が示されているか。 ○既知の攻撃への対策や「秋田県情報セキュリティ対策基準」に準拠した、安全なシステム環境・通信性能が確保されているか。	15
6 運用・保守計画及びCMS機能	○専門知識がなくても容易に更新可能なCMSの導入や操作マニュアル作成計画が実用的か。 ○詳細なアクセス解析（CSV出力含む）や、定期バックアップ（1日1回以上）、障害対応等の運用、保守計画が具体的に示されているか。	10
7 独自提案	○仕様書に定める必須要件以外に、事業目的を達成や効果を最大化するための創意工夫に富んだ独自の取組が盛り込まれているか。	5
8 実施体制・類似実績及び工程管理	○必要な知識やスキルを有する担当者が配置され、確実な業務遂行が可能な体制となっているか。 ○類似するウェブサイト構築や多言語対応サイトの制作実績を有しているか。 ○令和9年2月19日の新サイト公開期限に向けた進捗管理や連携体制が妥当か。	10
9 見積金額	○委託料の上限額（3,767,000円以内）の範囲内で、積算内訳が明確かつ妥当な金額となっているか。 ○委託期間終了後（令和9年度～令和11年度）の運用・保守経費について詳細な見積もりが提示され、ランニングコストとして適正かつ経済的か。	5
10 賃金水準の向上及び女性の活躍推進に係る取組	※別紙2の評価基準により加点する。	10
合 計		100

賃金水準の向上及び女性の活躍推進に関する取組への配点

評価項目	審査基準			配点
	大区分	小区分		
賃金水準の 向上（5点）	給与等受給者一人 当たりの平均給与 額の対前年増加率	1.5%以上		3
		2.0%以上		4
		3.0%以上		5
女性の活躍 推進（5点）	一般事業主行動計 画の策定・届出	従業員数 100 人以 下の企業	女活法	0.25
			次世代法	0.25
	えるぼしチャレン ジ企業認定（※）			1
	法令に基づく認定	女活法	えるぼし	1.5
			プラチナえるぼし	2
		次世代法	くるみん	1.5
			プラチナくるみん	2
		若者雇用促進法	ユースエール	0.5
	秋田県知事表彰の 受賞	女性の活躍推進企業表彰		0.5
		子ども・子育て支援知事表彰		0.5
		男女共同参画社会づくり表彰		0.5

※「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から導入する県の認定制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」等の数値目標を達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業としている。

注1 賃金水準の向上については、最も配点が高い区分により配点を行う。

注2 女性の活躍推進については、複数の大区分に該当する場合、その合計点により配点を行う。

注3 「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点が行わない。

注4 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）